

改正

平成19年5月29日教委規則第6号

平成25年2月28日教委規則第1号

安曇野市人権教育指導員設置規則

(設置)

第1条 人権教育の振興を図るため、人権教育指導員（以下「指導員」という。）を置く。

(任務)

第2条 指導員は、人権教育に関する指導及び助言又は人権教育団体の育成に関する事務に従事する。

(定数)

第3条 指導員の定数は、99人以内とする。

(任命)

第4条 指導員は、次のすべての条件を満たす者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 健康で、かつ、活動的であること。
- (2) 人権教育に関する正しい理解と認識を有すること。
- (3) 住民から信頼される者であること。

(任期)

第5条 指導員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 指導員は、再任することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指導員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を免ずることができる。

- (1) 自己の都合により辞任を申し出た場合
- (2) 指導員としてふさわしくない行動があった場合

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定にかかわらず、この規則施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

附 則（平成19年5月29日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月28日教委規則第1号）
この規則は、平成25年4月1日から施行する。